

タンカー油濁事故の補償に新たに第3層の追加基金

(2005年3月3日より施行の予定)

要旨

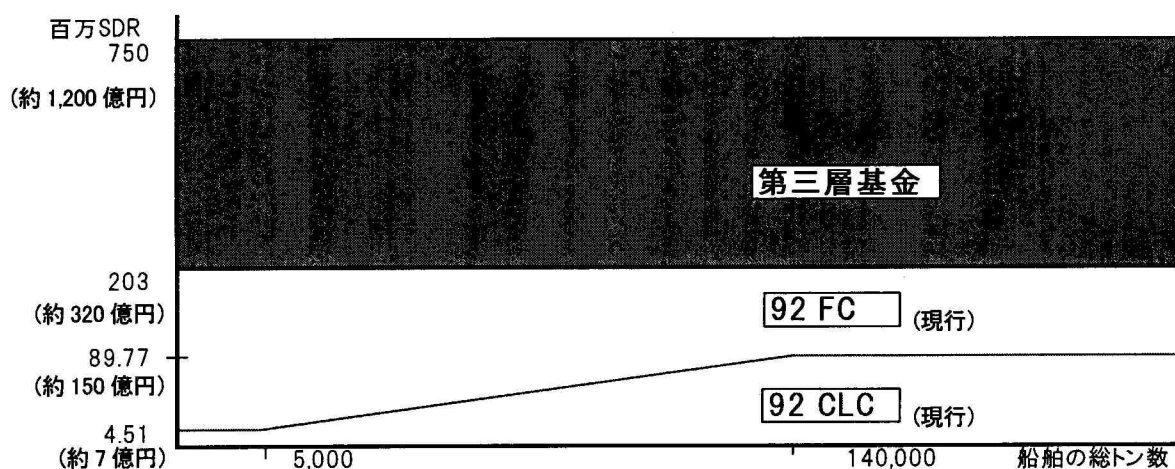
- タンカーの油濁事故による汚染損害の補償について、国際条約では、船主と荷主が双方で分担し合うという考え方にに基づき、一定の限度額までは船主が責任を負い(92CLC)、損害がこれを超える場合には、さらに一定の限度額まで加盟国の荷主が拠出する基金である国際油濁補償基金(92FC)が補償する制度となっています。

具体的には、1992年の民事責任条約(92CLC)により、船主の責任限度額は最大で8,977万SDR(14万総トン超の船舶で約150億円)となり、また1992年の基金条約(92FC)により、国際油濁補償基金はこれを超過する損害について、**2.03億SDR(約320億円)の限度額**までカバーしています。

- 近年欧州で油濁事故が続いたことを受け、「上記補償額では不十分ではないか」との議論が持ち上がり、その結果、補償限度額を高額化するために、新たに「追加基金の創設についての議定書」が、昨年5月にIMO(国際海事機関)にて採択されました。これは上記基金の限度額を超過する損害について、**7億5千万SDR(約1,200億円)の限度額**までカバーする第三層基金です。今般、本議定書の発効要件が整い、来年の3月3日付で発効することになりました。わが国も既にこれを批准して国内法を改正していますので、日本でもこれと同日付で施行されることになります。

今回の補償額の大幅な増額は、今後の油濁賠償に大きな影響を与えるものと考えられます。

【92CLC・92FC・第三層基金の関係図】



※1SDR=約160円として換算

